明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇）　一
〔告　示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務四三）　一
○登録証明機関の住所及び事務所の所在地の変更に関する件（同四四）　二
○登録認定機関の住所及び事務所の所在地の変更に関する件（同四五）　三
○除籍が滅失した件（法務一〇〇）　四
○戸籍が滅失した件（同一〇一）　四
○日本国に帰化を許可する件（同一〇二）　四
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働四八）　四
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産二八二～二八六）　四
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（同二八七）　四
○地すべり防止区域を追加指定する件（国土交通一一九）　六
○地すべり防止区域を指定する件（同一二〇）　六
○地すべり防止区域を廃止する件（同一二一）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一二二）　八
○高速自動車国道に関する件（同一二三、一二四）　九
○名古屋飛行場の施設について告示した事項に変更があった件（同一二五）　一〇
○都市計画に関する件（東北地方整備局三七、三八）　一〇
○都市計画に関する件（北陸地方整備局九）　一〇
○都市計画に関する件（中部地方整備局一八）　一〇
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省
〔皇室事項〕
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
会社その他

省　令

○厚生労働省令第十号

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）の一部の施行に伴い、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の八の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月二十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第八十九条の四第七号中「同号ロ」を「同号ハ」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年三月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第四十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年二月二十三日

総務大臣　山本　早苗

一　名　　称　第百五十一連合任務部隊司令部派遣隊

二　国外派遣期間　平成二十九年二月二十四日から平成二十九年七月二日まで

三　派遣人数（概数）　十人程度

四　派遣地域　バーレーン王国

○総務省告示第四十四号

登録証明機関として登録した一般社団法人タコヤキから電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の五第二項の規定による登録証明機関の住所及び技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十三日

総務大臣　山本　早苗

一　登録証明機関の住所及び技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地

変更後	変更前
大阪府大阪市西区北堀江二丁目二番七号北堀江ゲイトビル十階	大阪府大阪市旭区高殿二丁目五番二号グリーンハイツ関目高殿一〇一

二　変更年月日

平成二十九年二月一日

○総務省告示第四十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九十条第二項の規定に基づき、登録認定機関として登録した一般社団法人タコヤキから住所及び技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月二十三日

総務大臣　山本　早苗

一　登録認定機関の住所及び技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地

変更後	変更前
大阪府大阪市西区北堀江二丁目二番七号北堀江ゲイトビル十階	大阪府大阪市旭区高殿二丁目五番二号グリーンハイツ関目高殿一〇一

二　変更年月日

平成二十九年二月一日

○法務省告示第百号

高知県土佐清水市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年三月二十三日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、土佐清水市役所又は高知地方法務局四万十支局に照会すること。

平成二十九年二月二十三日

法務大臣　金田　勝年

高知県幡多郡上灘村大字窪津四百九番ロ号地

枚本三津馬